

与世山親方宮古島規模帳

目次

1	宮古島について……………	18	16	頭三人各名付の間切の下知方について……………	22
2	在番と頭の職務について……………	19	17	仕上世座の業務について……………	22
3	百姓の耕作方について……………	19	18	上納高の百姓への通知について……………	22
4	頭以下役人の誓詞血判について……………	19	19	上納高割符の板札について……………	23
5	在番および頭の下知方について……………	19	20	夫賃米の取り立てについて……………	23
6	杣山方および耕作方の勤務について……………	20	21	上木物の作り立てについて……………	24
7	耕作方および杣山方の惣主取について……………	20	22	諸雑物の割り付けについて……………	24
8	平良間切の耕作方および杣山方下知役について……………	20	23	村々の所役の費用について……………	24
9	砂川間切の耕作方および杣山方下知役について……………	20	24	大浦・長間・比嘉・新城・保良・野原・嘉手苅・来間 ・国仲九か村の耕作筆者増員について……………	24
10	下地間切の耕作方および杣山方下知役について……………	20	25	杣山仮筆者十人のうち一人は惣横目仮筆者にすること について……………	25
11	右役人の交替について……………	20	26	惣横目の職務について……………	25
12	奉公人と百姓の耕地の持高について……………	21	27	惣横目方の筆者と仮筆者の増員について……………	26
13	おえか田の廃止について……………	21	28	暖役人の非法は惣横目に訴えることについて……………	26
14	諸村百姓耕地のうち役人が手作地を持つことを禁止す ることについて……………	21	29	惣横目方に詰座を設置することについて……………	26
15	潟ならびに入江の模合仕明について……………	21	30	惣横目の選任について……………	27
			31	蔵元諸座の筆者と杣山及び耕作筆者について……………	27
			32	蔵元各座の人事について……………	28
			33	蔵元加勢筆者の人事について……………	28
			34	役人の上国規定について……………	28

35	一、諸村役人は非法することなく勤めることについて……………	28	55	一、手札改の上国時期について……………	34
36	一、諸村役人は村への下知を第一にすることに……………	29	56	一、地船三艘より所遣用物代料について……………	34
37	一、諸村噺役人の村詰について……………	29	57	一、地船三艘の通事以下船加子および役人付加子の旅の手 間夫について……………	35
38	一、上納米不足時の役人の取扱いについて……………	29	58	一、諸細工を使うときの手間米について……………	35
39	一、疲弊した村の上納について……………	30	59	一、諸祝儀等に持参する酒代米の制限について……………	35
40	一、奉公人及び百姓の上納方過未進米の取扱いについて……………	30	60	一、保管のための諸帳ならびに王府に提出する諸帳及び諸 書付以外は芭蕉紙を使用することについて……………	35
41	一、上納米不足の村の取扱いについて……………	31	61	一、勲功のある百姓の上申書提出について……………	36
42	一、上納米不足の百姓の取扱いについて……………	31	62	一、在番と頭の百姓面引合について……………	36
43	一、上納米不足の百姓の身売りについて……………	31	63	一、法で定めた以外の馳走することは不要について……………	36
44	一、諸村噺役人以下の上納米について……………	32	64	一、多良間島の風俗見聞ならびに百姓面引合について……………	36
45	一、仕上世米の枡目と斤目糺方に首里大屋子一人、与人一 人を津端検者とする事について……………	32	65	一、多良間島の手札改に惣横目も在番と頭に同行すること について……………	36
46	一、惣横目とともに仕上世米の検見をすることに……………	32	66	一、多良間島は手札改の年に百姓面引合と人数改を兼ねて 一度だけにすることに……………	36
47	一、上納を皆納しないうちの売買は禁止することに……………	32	67	一、諸村役人や耕作および杣山筆者の免夫・供夫・付夫に ついて……………	37
48	一、商売物の代料について……………	33	68	一、在番および頭以下役人の所望について……………	37
49	一、上納米の積荷の時期について……………	33	69	一、勢頭座以下の服装のきまりについて……………	37
50	一、地船の上国時期について……………	33	70	一、村番所の規模について……………	37
51	一、御米を積む大和船について……………	33			
52	一、諸船仕出方について……………	33			
53	一、諸船の積荷の重さについて……………	33			
54	一、出物御用布ならびに諸御用物の上国時期について……………	34			

- 71 一、村番所の芋績屋は瓦葺きにすることについて……………38
- 72 一、村詰め諸役人の外宿禁止について……………38
- 73 一、噺役人や杣山および耕作筆者、同仮筆者の宿番について……………38
- 74 一、頭以下役人の養子規定について……………38
- 75 一、頭以下系持の養子について……………39
- 76 一、百姓の系図仕立の不許可について……………39
- 77 一、二重跡目の禁止について……………39
- 78 一、頭および首里大屋子以下仮若文字までの子孫の夫米の免除について……………39
- 79 一、奉公人の住居の規模と規則について……………39
- 80 一、頭以下役人が唐や大和の茶ならびに諸道具等を買求めることについて……………40
- 81 一、頭以下妻子の銀簪使用等を禁止することについて……………40
- 82 一、下人および下女の召し使い方について……………40
- 83 一、焼酎作りと届出について……………41
- 84 一、焼酎作りは豊凶と財力を考慮することについて……………41
- 85 一、仏前に酒を供えること、僧侶に酒を出すこと、僧侶が酒を作ることを禁止することについて……………41
- 86 一、蔵元ならびに諸座その他の公所の作り替えについて……………42
- 87 一、米粟は八重山のようにせいらで保管することについて……………42
- 88 一、原番屋の規模について……………42
- 89 一、桐油について……………42
- 90 一、退役役人らの船具の類および所遣木綿布の取扱いについて……………42
- 91 一、詰医者葉代ならびに坊主の布施について……………43
- 92 一、諸役人が長煩いして快気の見込みがない時の辞職について……………43
- 93 一、賞罰は政道の根本であることについて……………43
- 94 一、糾明の場への在番や頭および総横目が出席することについて……………44
- 95 一、紛糾や訴訟の取扱いについて……………44
- 96 一、村の百姓から非法と訴えられた噺役人の挙動について……………45
- 97 一、トキおよびユタの禁止について……………45
- 98 一、流罪人の取り締まりについて……………45
- 99 一、墓所設置の規制について……………46
- 100 一、在番や住持および詰医者その他公務の者が死去した時の位牌の取扱いについて……………46
- 101 一、平良五か村の道筋の修補について……………46
- 102 一、村負担の俵佐事について……………46
- 103 一、村佐事六人の勤務について……………47
- 104 一、蔵元から公務で村々に赴くことについて……………47

- 105 一、塩焼き所設置の奨励について……………47
- 106 一、米摺臼について……………47
- 107 一、粟摺臼について……………47
- 108 一、百姓のうち他村へ移住させることについて……………47
- 109 一、諸村の噺役人や耕作筆者および杣山筆者が村詰めの時使用する灯油について……………48
- 110 一、大浦村と長間村の間の仲原および友利村と保良村の間の南風阿ら場に新村建ての願いについて……………48
- 111 一、御用布について……………48
- 112 一、御用布織女の苦勞米について……………49
- 113 一、諸士の誂布と絵図での注文について……………49
- 114 一、絵図での注文を禁止したことについて……………49
- 115 一、離島の噺役人や耕作筆者および杣山筆者が公用以外で家に帰る時の規定について……………50
- 116 一、諸役人の上納不足の時の規定について……………50
- 117 一、宮古の茶園について……………50
- 118 一、蔵元諸座の取払帳について……………50
- 119 一、頭以下の役人が上国する際の免夫および供夫の使役日数の制限及び禁止について……………50
- 120 一、惣横目ならびに蔵筆者の供夫増員について……………51
- 121 一、頭以下の役人が上国する際の荷からげ夫について……………51
- 122 一、大阿母の供夫の禁止について……………51
- 123 一、在番や在番筆者および上国の頭以下役人の所望夫について……………51
- 124 一、農繁期の夫役の使用について……………52
- 125 一、諸夫役は等級分けにして使うことについて……………52
- 126 一、諸方の寄せ夫は分け隔てなく使用することについて……………52
- 127 一、種々の夫役を使うことについて……………52
- 128 一、千人以上の夫遣いについて……………53
- 129 一、在番や在番筆者、祥雲寺住持や詰医者の堀立家作りについて……………53
- 130 一、御用布の藍蔵染めと織調え人夫について……………53
- 131 一、百姓への位牌作りの奨励について……………53
- 132 一、在番方の宿付について……………54
- 133 一、問合方の筆者について……………54
- 134 一、王府へ提出する書面について……………54
- 135 一、役人子孫の筆算稽古について……………55
- 136 一、役人子孫の怠惰な者は百姓にすることについて……………55
- 137 一、女免夫について……………55
- 138 一、馬および御用馬について……………55
- 139 一、馬の飼育について……………55
- 140 一、牛の飼育について……………56

141	芭蕉紙の作成について……………	56	161	一、 噺役人ならびに耕作筆者、 杣山筆者の本宅作りについ て……………	62
142	一、 所遣いの木綿について……………	57	162	一、 噺役人が私用布を織女に織らせることの禁止について……………	62
143	一、 蔵元から種々のものを売る時の値段について……………	57	163	一、 諸役人が噺村から所望する物の代米について……………	62
144	一、 多良間島の定納米について……………	57	164	一、 役人らの諸雑物の取扱について……………	62
145	一、 池間村、 前里村の家作りについて……………	57	165	一、 在番および頭以下の役人が仕立船で自物を運ぶことの 禁止について……………	63
146	一、 村々の花打ち人について……………	58	166	一、 蔵元に必要な諸品物を買うことについて……………	63
147	一、 噺役人が初めて担当村へ行く時の接待について……………	58	167	一、 夫賃米はすべて現穀で納めることについて……………	63
148	一、 伊良部下地の馬牧について……………	58	168	一、 在番および頭以下の借りた諸物の返済について……………	63
149	一、 佐和田村白鳥崎の潮吹目について……………	59	169	一、 頭以下役人の免夫や供夫の請米について……………	63
150	一、 白鳥崎の阿だんについて……………	59	170	一、 穀物ならびに御用物と諸雑物の納入について……………	64
151	一、 伊良部島の海垣について……………	59	171	一、 諸役人が村小役を使うことの決まりについて……………	64
152	一、 佐和田・長浜・国仲三か村について……………	60	172	一、 噺役人らが焼酎を造ることについて……………	64
153	一、 島医者仲宗根筑登之の特典付与について……………	60	173	一、 噺役人らの家内上納布の晒しを村の女にさせることの 禁止について……………	64
154	一、 伊良部村の百姓かめ国仲の医道稽古について……………	60	174	一、 頭廻れの男女や十四歳以下の男子を私用に使うことの 禁止について……………	64
155	一、 村々の御用布について……………	61	175	一、 不ふりで牛や豚を殺すことの禁止について……………	64
156	一、 多良間船の船筑・通事および水主について……………	61	176	一、 葬礼時の喪主側の対応について……………	64
157	一、 多良間船の佐事および船具について……………	61	159	一、 諸役人が旅立に嶽々立願することの規制について……………	62
158	一、 在番や在番筆者、 祥雲寺住持や詰医者ならびに頭以下 役人の畠当の禁止について……………	61	160	一、 在番および頭以下の役人が公用での荷物夫使用の禁止……………	61

- 177 一、よふねの禁止について……………65
- 178 一、女性が玉をかけることの禁止について……………65
- 179 一、乗瀬御嶽の神祭りの禁止について……………65
- 180 一、用船やくり舟の水主賦役について……………65
- 181 一、重夫の使い方について……………65
- 182 一、賃米を払わず農民を使うことの禁止について……………65
- 183 一、農民正女に私用の布を織らせることの禁止について……………66
- 184 一、御用布かせの取り扱いについて……………66
- 185 一、鋤牛を所持する百姓の追立夫について……………66
- 186 一、暖役人らが家修理をさせることについて……………66
- 187 一、頭以下の役人が百姓へ諸品物を売ることについて……………66
- 188 一、手間賃を払わず神酒を作らせることの禁止について……………66
- 189 一、諸役人らが百姓に穀物を強制的に貸すことについて……………66
- 190 一、暖役人が藍、はい筵、白菜、角俣、いりこなどを私用
することの禁止について……………67
- 191 一、百姓らの名子札について……………67
- 192 一、暖役人が病者・片輪および引人らを私用することの禁
止について……………67
- 193 一、暖役人が二才らを村小役として使うことの禁止につい
て……………67
- 194 一、暖役人の妻がその村の女たちに無心することについて……………67
- 195 一、百姓らの生年祝の祝儀と接待について……………67
- 196 一、子ども誕生の四日・八日・十日祝の簡素化について……………68
- 197 一、いわれのない御嶽の崇敬を禁止することについて……………68
- 198 一、村大ちゃ、海廻りの役目を正頭に負担させることの禁
止について……………68
- 199 一、野菜佐事および牛皮佐事などの役目を禁止することに
ついて……………68
- 200 一、百姓らのおえか祝の祝儀と接待について……………68
- 201 一、女性らの御用布完納祝の禁止について……………68
- 202 一、新築祝、三年祝などの禁止について……………68
- 203 一、節増（シツマス）で呑み喰いを禁止することについて……………69
- 204 一、狩俣村の祖神祭を禁止することについて……………69
- 205 一、島尻村の祖神祭を禁止することについて……………69
- 206 一、池間・前里・狩俣村の磯神祭を禁止することについて……………69
- 207 一、池間・前里村の快気祝の禁止について……………69
- 208 一、池間・前里村のくり舟購入祝の禁止について……………69
- 209 一、池間・前里村の自然災害に対する御嶽の祭の禁止につ
いて……………69
- 210 一、池間・前里村の井祭の禁止について……………70
- 211 一、野崎二か村のいも初祭の禁止について……………70
- 212 一、野崎二か村のサニツの禁止について……………70

213	一、野崎二か村の世乞いの禁止について……………	70			
214	一、野崎二か村の里神祭の禁止について……………	70			
215	一、多良間島話役人の宿舎の水汲みを正女にさせることの禁止について……………	70			
216	一、多良間島話役人が寄木を私用することの禁止について……………	70			
217	一、多良間島の御嶽掃除は規律を設けて行うことについて……………	71			
218	一、多良間島話役人が、かや・すすきおよび粟石を所望することについて……………	71			
219	一、多良間島話役人が使用する炭について……………	71			
220	一、多良間島話役人が正男七人を使用することについて……………	71			
221	一、多良間島話役人らが二才立と称して百姓を私用することについて……………	71			
222	一、多良間島話役人らが拘人と称して正男女を私用することについて……………	71			
223	一、多良間島話役人の宿付について……………	71			
224	一、人内の者が牛飼いの牧番をすることについて……………	72			
225	一、役人の子孫が賭ごとをすることについて……………	72			
226	一、宮古島の時賦について……………	72			
227	一、若文子らが頭に随行して上国することについて……………	72			
228	一、地船停泊中の泊くさらしを禁止することについて……………	72			
229	一、毎年の立願および結願の出費負担について……………	72			
230	一、百姓らの旅立および帰帆の祝を簡素にすることについて……………	72			
231	一、百姓らの仏事は分相応にすることについて……………	73			
232	一、茶毗は簡素にすることについて……………	73			
233	一、村内から馬で通うことについて……………	73			
234	一、相撲を取ることに禁止について……………	73			
235	一、在番と在番筆者が着船の時のもてなしについて……………	73			
236	一、くり舟はやめてはぎ小舟を購入することについて……………	73			
237	一、平良五か村の暖役人は人柄を調べて任ずることについて……………	74			
238	一、宮や御嶽の祈願は昼間にすることについて……………	74			
239	一、平良五か村の節遊びについて……………	74			
240	一、船および船具の保管について……………	74			
241	一、白地の御用布を調える唐芋の晒し調べについて……………	74			
242	一、若文子や仮若文子、杣山筆者や耕筆者の冬至・元日の蔵元での御拝出席について……………	74			
243	一、婚礼の過大な出費の見直しについて……………	75			
244	一、在番および頭の廻村に女性の対応を禁止することについて……………	75			

